

第2回環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）

1. 対象事業について

(1) 国と地方の役割分担

委員名	意見概要
A委員	・地方分権の流れを見ると、現在の法と条例の棲み分けを大きく変更する理由はないのではないか。
B委員	・条例で対応しているものは、その地域の特色が反映されていてよい。
C委員	・国と地方の役割分担は、現在の仕組みでよい。
委員長	・法と条例の棲み分けは尊重すべきという意見が多かった。

(2) 法的関与要件

委員名	意見概要
A委員	・法的関与要件は、環境影響評価法の骨格であり、維持すべき。
委員長	・法的関与要件を外すことは無理ではないか。

(3) 補助金事業の交付金化への対応

委員名	意見概要
A委員	・補助金の交付金化については、地方からとりあげるものではなく、対応すべきではないか。
B委員	・交付金化された大規模な事業が条例でアセスされているか検証しつつ、対応が必要。

(4) 将来的に実施が見込まれる事業種への対応

委員名	意見概要
A委員	・放射性廃棄物処分場、CCS等の事業については、アセス法よりさらに厳しい方法で箇所選定する流れになっているが、大きな事業だから国が関わる仕組みが必要。
委員長	・CCSについては、既にアセスを行う規定があり、これをもって法対象とするかどうかは議論の余地がある。
B委員	・CCSや放射性廃棄物最終処分場については、知見を蓄積する時期である。 ・放射性廃棄物については、環境基本法において原子力基本法その他の関連法令で定めるとされていることとの整理もある。 ・CCSについては、実証試験の段階であり、実用化のタイミングを見る必要がある。

(5) 条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電については、環境影響が普遍的か、当該事業が全国的なものかどうかの検討が必要。 ・風力発電を条例に適用した事例で、特にバードストライク対策において、利点が見いだせるのであれば、条例での対応とする余地はあるが、ほとんどは、渡り鳥のように広域的な視点を要するので、そうであれば法対象とすべき。生物多様性としては全国的な影響があるとみるべき。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電については、風況の関係から適地があるので、地域性を反映した条例や NEDO マニュアルにて対応することが適切である。鳥のデータについては国で情報整理するというのがある。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を出しているし、温暖化対策としてイメージが悪くなるのも困るので、条例で実績が少ないこのタイミングで、風力発電を法対象事業として検討すべき。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電事業については、対象とする条例が4事例しかない中で、法の対象事業としてよいのではないかと。今後、風力発電の拡大が予測されており、住民等に配慮した事業を進めるためにも環境配慮を盛り込む方がよい。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電は、現在の仕組みの対応で住民関与について対応に差があるようなので、法対象とすべき。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で対応していることは大事だが、補助金が出ていなくとも環境影響が大きい場合には対応すべきことはすべきである。 ・条例に委ねると風力なども条例がゆるいところ集まるなど不均衡な立地が出てくる。全国的な視野から地域のキャパシティに応じた規制が必要。
G委員	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電を法対象とすることは必要だが、規模要件を出力だけでなく、高さやブレードの大きさを要件にすることはありうる。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・風力については、現在の条例では、規模要件等にばらつきがあり、法の対象として前向きに検討すべきではないか。

(6) その他

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の土砂を動かす事業や、高層建築物の建設事業についても景観等の観点から法対象事業とすべきではないか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂事業等の法対象化は、長期的な検討課題である。

2. スコーピング手続について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> 方法書段階でのコミュニケーションの充実は必要で、公共事業もPIで導入されているので説明会導入は考えた方がいい。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> 事業者との信頼関係構築のためにも、方法書段階の説明会は導入すべき。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> 方法書段階で説明会を行い、影響がどうなるかスコーピングで絞っていくことが大事。 現在の方法書は、マトリクス表に丸をするだけの形式的なものになっており、住民にとって事業者が何を重点的に調査したいのかが見えにくく、意見も出しづらくなっている。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> 方法書段階で住民理解を進めることは重要であり、事業者はパンフレット作成などで対応している。方法書段階で説明会を開くとなると、住民の求めるもの（評価結果）とミスマッチが生じ、説明会が形骸化するおそれもある。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> 方法書の作り方について、影響の仮説を出して分かりやすく書いてもらうのがよい。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> 方法書段階でのコミュニケーションの充実は大切だ。 過渡期は混乱もあるだろうが、方法書の位置づけを明らかにし、運用上のガイドラインを作り、用語説明に関しては環境省が一般的な用語解説をつくるなどにより、事業者の負担軽減も併せて措置する必要がある。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 方法書は、事業者が適切な評価手法を選択するための担保措置であり、コミュニケーション自体を目的化すべきものではない。 法制定時、方法書手続をなぜ入れたか、環境省が国民に十分説明してこなかったことも問題。何のための方法書かを明確にすべき。 このためには説明会は大事で方法書は何なのか理解してもらい、このように変更することもあるということを説明させてもらう場である。

3. 国の関与について

(1) 現状では環境大臣関与のない事業の取扱いについて

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立の問題については、自治体のアンケートでもあった方がいいとされていて環境大臣は関与すべき。 ・知事が許認可権限をもつことと大臣が意見を出すのは別の観点からである。環境大臣の意見は、諸外国のアセス制度における、「第三者機関の意見」の役割を果たしているというべき。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の自由な判断を拘束するのが通常の「国の関与」であり、環境大臣が手続上意見を言えるようにすることを「国の関与」と言えるかどうか。 ・環境大臣が意見を言う場合は、自動的に義務的に意見を言うのではなく、地方が求めるときは意見を言う、という形の方が望ましい。環境大臣が、全国的な見地及び知見から意見を言う、というのはあり得る。
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要。 ・特に生物多様性に関しては、全国的な視点からの意見が必要であり、いつでも大臣意見を言えるようにすべき。
D委員	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的、専門的意見に加え、生物多様性の観点から、グローバルな視点からの意見が重要で、環境大臣関与は必要と考える。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要。また CO₂ に対する意見も発言が必要。
F委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立に関して環境大臣関与を設けることが必要である。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要で、適切な助言を適時述べるができるように、分権の精神に反しない形で対応すべき。

(2) 方法書段階での環境大臣の関与について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書段階での環境大臣関与はした方がいい。 ・実施方法としては、事業者が主務大臣に助言を求めることが可能という規定が11条にあるが、その際環境大臣も意見を言う、という規定にすればいい。
B委員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣意見の中で、方法書に係るものについては、現行のアセスの仕組みでカバーできるものもあるのではないかと。仕組みと実例をもう少し整理すべき
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が主務大臣に助言を求めることができる、その際にプラスして環境大臣も意見を求めることができる、という規定にすればいい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスの意見とは技術的にこうした方がいいということを出されるもの。 ・意見を出す場合、環境大臣が全部に意見出しするのは大変である。

(1)(2)の区分が明確である発言については、前後関係等をもとに事務局において分類を行った。

各項目のA、Bはその項目での発言順を指すものであり、同一委員を指すものではない。